



UNITED NATIONS
UNIVERSITY

国立大学法人化と利益相反

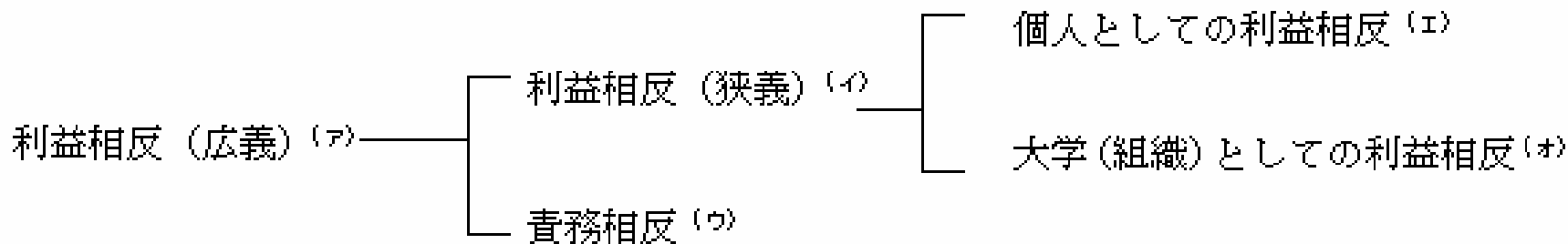
国際連合大学

安井 至

利益相反検討WG報告書

- 科学技術・学術審議会
技術・研究基盤部会
産学官連携推進委員会
利益相反ワーキング・グループ
- 平成14年11月1日に公表
- 文部科学省のHPからダウンロード可能





ア) 広義の利益相反:

狭義の利益相反(イ)と責務相反(ウ)の双方を含む概念。

イ) 狭義の利益相反:

教職員又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益(実施料収入、兼業報酬、未公開株式等)と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況。

ウ) 責務相反:

教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態。

エ) 個人としての利益相反:

狭義の利益相反のうち、教職員個人が得る利益と教職員個人の大学における責任との相反

オ) 大学(組織)としての利益相反:

狭義の利益相反のうち、大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反



イ) 狭義の利益相反:

教職員又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益(実施料収入、兼業報酬、未公開株式等)と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況。

獲得する金銭と時間・労力配分の問題である。産学連携の実施に伴って必然的に起きること。法令違反とは違う。



ウ) 責務相反:

教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態。

時間の配分・労力の配分が問題になる。
これも、産学連携に伴って必然的に起きる。



エ) 個人としての利益相反:

狭義の利益相反のうち、教職員個人が得る利益と教職員個人の大学における責任との相反

オ) 大学(組織)としての利益相反:

狭義の利益相反のうち、大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反

	法令違反への対応	利益相反への対応
責任の性質	法令上の責任(刑事罰、行政罰、民事上の損害賠償責任等)	社会に対する説明責任、社会的責任
責任の主体	規制に違反した個人・法人の責任者等	大学(組織) (個人の責任を大学が代替)
違反・相反状態への対応方法	一律に回避されるべき状態	必ずしも回避する必要はなく、情報開示やモニタリング等、透明性を高めることによりマネジメント可能
判断基準	法令による一律のルール	各大学ごとのポリシーによるルール 利益相反委員会で個別に判断、多様な対応方法が可能
最終的な判断権者	裁判所	大学

利益相反への対応手順

1 大学の使命と産学官連携の位置づけ

- ・ 大学の使命・目的に対する基本的な考え方、大学としての理念
- ・ 社会貢献、産学官連携の位置づけ
- ・ 教育・研究活動と産学官連携活動の関係

2 産学官連携に関する基本方針

- ・ 大学にとっての産学官連携活動の意義
- ・ 産学官連携の基本方針

(リエゾン活動、共同研究、技術移転、インキュベーション等に関する大学の戦略・方針)

(産学官連携の推進に取り組む大学においては以下の事項の検討が必要)

3 利益相反ポリシーの作成と公開

- ・ 利益相反に対応する目的、意義
- ・ 利益相反の定義
- ・ 大学のインテグリティと利益相反との関係
- ・ 対象者の範囲の明確化
- ・ マネジメント・システムの枠組み
(例: 金銭的情報の開示、具体的事例ごとの判断等)
- ・ 学内の責任機関・担当部署の明確化
(例: 利益相反委員会、利益相反アドバイザー等)
- ・ 教職員の兼業に関する規定との関係の整理 (責務相反)
- ・ 学内関係者への啓発の方針
- ・ 利益相反ポリシーの公開

4 利益相反マネジメントに関する ルールの策定、体制整備

- ・ 教職員に開示を求める金銭的情報の種類・範囲
- ・ 教職員に金銭的情報を求める頻度(年1回、学期ごと等)や機会(新たな産学官連携活動に関与するような場合等)
- ・ 情報開示の様式の作成
- ・ 開示された金銭的情報を保管・管理する責任者の明示
- ・ 利益相反アドバイザーの配置
- ・ 利益相反委員会の構成、委員の選任方法
- ・ 利益相反委員会で審議すべき事例かどうかの判断基準
- ・ 利益相反委員会で対応方策を決するための判断基準
- ・ 利益相反委員会の決定に対する異議申し立ての手続
- ・ 教職員が利益相反委員会の決定に従わない場合の対応
- ・ 情報公開請求への対応
- ・ 学内関係者への啓発(セミナーの開催、ハンドブックの作成等)

国立大学法人化と産学連携：結論

- 法人化によって、大学の個性に合った産学連携が可能になり、武器になりうる。
- 産学連携推進には、利益相反、責務相反などへの対応組織が不可欠